王寺町第3期障害者計画 及び第5期障害福祉計画 概要版

基本理念

人と人がふれあい みんなでつくる やわらぎのまち

王寺町は、地域住民や関係機関、サービス事業所、ボランティア団体、NPO 法人、 民間企業など、「**障害のある人を取り巻く、地域における全ての人や組織が一体** となり、地域共生社会の実現に向けて取り組むまち」をめざします。

計画の概要

■ 計画の背景と趣旨

王寺町では、平成24年に「第2期王寺町障害者計画」を、平成27年に「第4期王寺町障害福祉計画」を 策定し、障害のある人が安心して地域で生活を送るため、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

この間において、本町では、障害者雇用の環境づくりや障害者就労施設等からの物品調達による経済的支援 など、独自性のある取組を積極的に展開しており、国においては、障害のある人の権利擁護等を目的とする法 律の整備や改正などが行われています。

本計画では、これらの取組や住民ニーズを踏まえ、前計画の進捗状況や目標数値を検証することで、新たに「第3期王寺町障害者計画(計画期間は平成35年度までの6年間)」及び「第5期王寺町障害福祉計画(計画期間は平成32年度までの3年間)」を策定します。なお、児童福祉法の改正により、「王寺町障害児福祉計画(計画期間は平成32年度までの3年間)」を一体的に策定しています。

■ 計画の位置づけ

障害者計画

障害者施策全般における基本的な方針や取組を定める基本計画

障害福祉計画

障害福祉サービスにおける提供体制の整備や目標値を定める実施計画

障害児福祉計画

障害児支援サービスにおける提供体制の整備や目標値を定める実施計画 (障害福祉計画と一体的に策定)

計画の期間

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
		見直し						
第 	2期王寺町障	章害者計画	第3期王寺町障害者計画					
第4期王寺町障害福祉計画		第5期王寺町障害福祉計画 (障害児福祉計画 含む)						

具体的施策

基本目標1. 障害のある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

(1) 啓発・広報活動の推進

方針:障害及び障害のある人に関する正しい知識の普及や理解の浸透を図ります



- 具体的な ●広報紙等の啓発促進 ●啓発強化期間の取組の充実(開催場所等の検討)
- 取組 ●イベント等での意識啓発 ●西和7町の広域における取組(啓発イベント、啓発強化期間)
- (2)交流・ふれあいの促進

方針:イベントや地域福祉のサロン活動などを通じて、障害のある人の居場所づくりや交流を推進します



- _{具体的な} ●交流機会の拡大(サロン活動等)
- ●交流イベントへの参画
- ●町主催行事における配慮(手話通訳等) ●当事者団体の活動支援
- ●西和7町の広域における取組(障害のある人やその家族の自発的活動への支援)
- (3)福祉教育の推進

方針:障害のある人への理解を深めるため、生涯を通じた福祉教育を推進します



- 具体的な ●学校等における福祉教育(手話等) ●職員や住民への福祉教育

 - 取組 ●西和7町の広域における取組(障害に対する理解促進のための講演会等)
- (4)地域住民の自主的活動の促進

方針:障害のある人を支援するため、地域住民との協働などにより連携体制を構築します



- ●地域福祉活動の推進
- ●ボランティア拠点づくり ●手話奉仕員養成講座の実施
- ●ボランティア活動の推進 ●地域福祉推進体制の構築 ●民生児童委員・主任児童委員の活動促進 ●障害のある人が活躍できる環境・仕組みづくり【新規】
- (5) 障害のある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進

方針:障害者差別解消法の周知や障害者虐待防止を図り、障害のある人の権利を擁護します

- ●障害者差別解消法の周知【新規】
- ●障害者虐待防止の取組
- ●成年後見制度の利用促進(成年後見制度法人後見支援事業の事業開始【新規】)
- ●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用促進

基本目標2.療育・教育施策の充実

(1) 就学相談・指導の充実

方針:障害のある子ども一人ひとりの状況に応じて、指導や支援の充実を図ります

具体的な 取組

- ●教職員の資質向上 ●就学指導委員会の開催
- ●指導体制の強化
- (2) ニーズに応じた保育・教育の充実

方針:障害のある子どもの発達や特性に応じて、受け入れ体制の充実を図ります

具体的な 取組

- ●保育園や幼稚園等への支援
- ●特別支援教育の充実
- ●交流学習の推進

- ●受け入れ体制の充実
- ●学校施設等の整備促進
- ●放課後支援の利用促進
- (3) 切れ目のない相談支援体制の整備【新規】

方針:切れ目のない効果的な支援を身近な地域で提供するため、関係機関による連携を図ります

具体的な 取組

- ●相談支援体制の連携強化
- ●巡回指導等による相談支援強化
- ◆特別な支援が必要な子ども(医療ケア児等)への支援体制の構築
- ●西和7町の広域における取組(重症心身障害児の通所事業所等)

基本目標3.保健・医療施策の充実

(1) 障害等の早期発見と原因となる疾病等の予防

方針:健康診査等における早期発見に努め、専門機関による早期療育や早期治療につなげます

具体的な 取組

- ●母子保健施策の充実
- ●生活習慣病の予防
- ●地域における支援体制の推進
- ●連携体制の整備
- (2) 医療サービスの充実

方針:障害のある人が地域で安心して健康に過ごせるよう医療費等の負担軽減を図ります

具体的な 取組

- ●自立支援医療の給付(更生医療・育成医療・精神通院医療)
- - ●重度心身障害老人等医療費助成(福祉医療)

●精神障害者医療費助成

●精神障害者通院医療費助成事業

●医療機関との連携強化

- ●医療機関等への差別解消法の周知
- ●医療費支払方法の検討(自働償還払いから現物給付への変更)
- (3)精神障害者・難病患者への支援

方針:精神に障害のある人や難病患者が、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、関係機関との 連携による支援や理解啓発を図ります

具体的な 取組

- ●地域生活への移行支援の強化
- ●関係機関との連携強化
- ●西和7町の広域における取組(精神障害の理解啓発や活動支援のための事業等)
- ●精神障害(発達障害や高次脳機能障害を含む)や難病の理解促進

基本目標4. 福祉施策の充実

(1) 生活安定のための支援の充実

方針:障害のある人の経済的な安定を図り、各種手当等の支給により自立した生活を支援します



- _{具体的な} ●障害児福祉手当の支給
 - ●児童扶養手当の支給
 - ●障害基礎年金の支給
 - ●障害手帳取得に伴う支援の推奨
- ●特別障害者手当の支給
- ●特別児童扶養手当の支給
- ●重度障害者(児)援護資金の支給

(2) 障害福祉サービス等の充実

方針:各種障害福祉サービスによる生活支援などにより、自立や社会参加を促進します

取組

- 具体的な ●障害福祉サービス等の充実
 - ●サービス情報の提供拡大
- ●相談支援体制の強化

(3) 地域生活への移行支援

方針:福祉施設などに長期間入所している人の地域生活への移行を支援します



- 具体的な ●障害福祉サービスの移行支援の充実 ●地域生活支援拠点等の整備

●地域住民への理解促進

基本目標5.生活環境の整備

(1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

方針:誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します



- 具体的な ●公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化 ●多目的 トイレ (オストメイト対応)の整備

●居住空間の整備促進

●合理的配慮に基づく整備促進

(2) 道路・移動手段の整備

方針:障害のある人が容易に外出できるよう環境整備や移動支援、交通費助成等を促進します



- 具体的な ●生活道路の安全の確保
- ●安全な歩行空間の確保
- ●交通機関の利用環境の整備
- ●障害福祉サービス等の移動支援●心身障害者無料バス運賃助成●タクシー基本料金助成

●障害手帳による外出支援の周知【再掲】

(3) 防災・災害時対策、生活安全対策の強化

方針:障害のある人が地域で安全に暮らせるよう地域全体で防災・生活安全対策に取り組みます



- ●自主防災組織の設立支援
- ●避難行動要支援者名簿の整備や活用
- ●防災関連施設の整備による防災体制強化
- ●地域防犯活動の支援

- ●王寺町防災訓練や王寺町防災フォーラムの実施
- ●防災マップ配布等による避難情報等の周知 ●王寺町安心安全メールによる防災・防犯情報の配信
 - ●福祉避難所の整備促進
 - ●防犯意識の啓発促進
 - ●青色防犯パトロールの実施

基本目標6. 積極的な社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

方針:障害のある人の自立した生活のため、一般就労や福祉的就労における町独自の支援や広域の取組を推 進します

具体的な 取組

- ●障害者雇用における町内優良企業への支援(広報紙掲載や表彰)【新規】
- ●広域における就労支援

- ●障害者雇用に関する情報提供や啓発
- ●障害福祉サービス等の就労支援
- ●進路指導等の就労支援
- ●障害のある児童生徒の職場体験・職場実習等の受入
- ●障害者就労施設等からの物品調達の促進 ●福祉事業所のカフェ運営支援を通じた就労支援
- ●福祉事業所の役場庁舎内の販売会等を通じた就労支援
- ●障害のある人が活躍できる環境づくり【再掲】
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

方針:障害のある人の参加を推進し、交流できる環境づくりに取り組みます

具体的な 取組

- ●スポーツ・レクリエーション情報の充実●スポーツ・レクリエーション施設の整備
- ●ボランティアの参加促進
- (3) 文化・芸術活動の振興

方針:障害のある人の活動を推進し、生活に生きがいをもてる環境づくりに取り組みます

取組

- ●文化・芸術イベント情報の充実
- ●文化施設の整備
- ●文化・芸術イベントの開催
- ●ボランティアの参加促進

基本目標7.情報提供の充実

(1)情報バリアフリー化の推進

方針:障害のある人が自ら情報を取得し利用できるよう、分かりやすい情報提供に努めます

取組

- 具体的な ●多様な手段による情報提供
- ●障害手帳交付時の情報提供
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

方針:障害のある人が意思表示や意思疎通をできるようコミュニケーションの支援を推進します



- ●町主催行事等における手話通訳及び要約筆記の普及促進
- ●障害福祉サービス等のコミュニケーション支援の充実
- ●手話奉仕員養成等事業の推進
- ●手話言語条例制定の取組【新規】
- ●県等のコミュニケーション支援事業の周知
- ●コミュニケーションツールの活用
- ●ふるさと納税を活用した補助犬支援の仕組みづくり【新規】

■ 国の基本指針に基づく成果目標

○福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

項目	目標値	考え方	
平成 28 年度末時点の入所者数(A)	20人	平成 28 年度末時点の入所者	
目標年度入所者数(B)	19人	平成32年度末時点の入所者数の見込み	
②【日標店】地址出江较仁(数(6)	<u>2人</u>	平成 28 年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み	
①【目標値】地域生活移行人数(C)	10.0%	移行割合(C/A)	
	<u>1人</u>	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数(A-B)	
②【目標値】削減見込み(率)	5.0%	削減割合(A-B/A)	

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

県及び保健所等と協議・連携を行いながら設置体制の整備を進めます。

〔国の目標:平成32年度末までに圏域または市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置〕

○地域生活支援拠点等の整備

西和7町障害者等支援協議会等で協議を継続し、西和7町圏域内において、面的整備を行います。

(※面的整備:地域において各事業所で機能を分担して整備する方式で、福祉施設や病院からの地域移行、親元からの自立や親亡き後を見据えた支援や体験利用、緊急時の受け入れ等を想定)

〔国の目標:平成32年度末までに障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に1箇所以上〕

○福祉施設から一般就労への移行促進

● 一般就労への移行

項目	平成 28 年 度末時点の 実績	平成 32 年度末目標値	考 え 方 (国の目標)
一般就労年間移行者数 (福祉施設から一般就労への移行)	3人	<u>5人</u>	平成32年度末までに一般就労に移行する者を、 平成28年度実績の1.5倍以上にする

● 就労移行支援利用者数の増加

項目	平成 28 年 度末時点の 実績	平成 32 年度末目標値	考 え 方 (国の目標)
就労移行支援事業利用者数	5人	<u>6人</u>	平成 32 年度末までに利用者数が、平成 28 年 度実績から2割以上の増加にする

動力を指する動力を動力を対力を<

各年度において、就労定着支援による支援開始から<u>1年後の職場定着率を80%</u>とします。 〔国の目標:各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%に設定〕

○障害児支援の提供体制の整備【新規】

● 児童発達支援センターの整備

西和7町圏域内で1箇所の設置をめざします。

〔国の目標: 平成32年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上〕

● 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

町内で1箇所の設置(既に指定事業所が1箇所あり、利用できる体制を構築済み)。

〔国の目標:平成32年度末までに各市町村において利用できる体制を構築〕

● **重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の整備** 西和 7 町圏域内で 1 箇所の設置をめざします。

(国の目標:平成32年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上)

● 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

町内で1箇所の設置をめざします。

〔国の目標: 平成30年度末までに各市町村または各圏域において協議の場を設置〕

■ 障害福祉サービス一覧

訪問系サービス	 ■居宅介護 (ホームヘルプサービス) ●重度訪問介護 ●行動援護 ●同行援護 ●重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	 ●生活介護 ●自立訓練(機能訓練・生活訓練) ●就労移行支援 ●就労継続支援(A型) ●就労継続支援(B型) ●就労定着支援【新規】 ●療養介護
短期入所	●短期入所
居住系サービス	●共同生活援助(グループホーム)●施設入所支援●自立生活援助【新規】
相談支援	●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

■ 地域生活支援事業一覧

●相談支援事業 ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業 ●日中一時支援事業 ●生活サポート事業 地域生活支援事業 更生訓練費給付事業 ●自動車運転免許·改造費助成事業 ●手話奉仕員養成等事業 ●訪問入浴サービス事業 ●理解促進研修·啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業

■ 障害児支援サービス一覧

児童発達支援

- ●医療型児童発達支援
- ●放課後等デイサービス
- ●保育所等訪問支援
- ●居宅訪問型児童発達支援
- ●障害児相談支援
- ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

障害児支援サービス

王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画 概要版

発行年月:平成30年3月 発 行:王寺町役場

編 集:王寺町役場 福祉介護課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 IL: 0745-73-2001 (代表) Fax: 0745-32-6447

E-mail fukushikaigo-f@town.oji.nara.jp